

上福岡市・大井町法定合併協議会幹事会規程

平成16年11月1日
上福岡市・大井町法定合併協議会訓令第4号

(設置)

第1条 上福岡市・大井町法定合併協議会(以下「協議会」という。)の協議事項に係る事務的な調整を円滑に実施するため、上福岡市・大井町法定合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議し、又は調整するものとする。

2 前項に定めるもののほか、幹事会は、上福岡市及び大井町の合併に関し必要な事項を協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、協議会の事務局長及び別表に掲げる職にある者(以下これらを「幹事」という。)をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長一人を置き、幹事長は協議会の事務局長をもって充て、副幹事長は、幹事の互選によってこれを定める。

2 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

2 会議は、幹事の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 幹事長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席幹事の3分の2以上の賛成をもって決する。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事長は、必要に応じて関係機関の職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、会長が

別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 1 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区 分	職 名	
上福岡市	総務部長	企画調整室長
大井町	企画総務部長	企画財政課長